

障害者差別解消に向けた取組み（令和 8 年度実施事業）

障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する差別を解消し県民の理解を深めるため、令和 8 年度は、以下の事業を実施する。

1 障害者理解普及啓発事業**（１）地域相談員及び広域専門相談員の設置、障害者理解促進のための周知活動 8,558 千円**

県条例で定められている地域相談員と広域専門相談員（２名）を設置し、相談対応するとともに、資質向上のための研修を実施する。また、条例パンフレットや中学生向けブックレット、ヘルプマーク・カードの普及による障害者理解のための周知活動を実施。

（２）障害のある人の相談に関する調整委員会費 1,096 千円

障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項に関する調査審議や紛争解決を行う。

2 心の輪を広げる体験作文等募集事業 412 千円

障害を持つ人と持たない人との相互理解の促進を図るため、心のふれあいをテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間」を広く周知する内容のポスターを募集する。

3 障害者週間キャラバンキャンペーン事業 280 千円

12 月 3 日～ 9 日の「障害者週間」の啓発活動の一環として、富山駅周辺でのパンフレット・啓発物の配布などを実施する。

④ 新 4 障害者芸術文化育成支援事業 2,400 千円

県民に対する障害者への理解と関心を深めるため、障害者の文化・芸術に関する大きな発表の場を設ける。

5 小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置(教育委員会) 10,554 千円

合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子どもに関わる関係者（医療・福祉等）の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置する。